

静岡県本人確認情報保護審議会条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第14号

静岡県本人確認情報保護審議会条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(静岡県本人確認情報保護審議会条例の一部改正)

第1条 静岡県本人確認情報保護審議会条例（平成14年静岡県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>静岡県本人確認情報保護審議会条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第3項の規定に基づき、<u>静岡県本人確認情報保護審議会</u>（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>静岡県本人確認情報等保護審議会条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第3項（<u>同法第30条の44の12</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、<u>静岡県本人確認情報等保護審議会</u>（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県本人確認情報等保護審議会条例の一部改正)

第2条 静岡県本人確認情報等保護審議会条例（平成14年静岡県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第3項（<u>同法第30条の44の12</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、静岡県本人確認情報等保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第3項（<u>同法第30条の44の13</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、静岡県本人確認情報等保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第3条 静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年静岡県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
静岡県本人確認情報の利用及び提供に関	静岡県本人確認情報等の利用及び提供に

<p style="text-align: center;"><u>する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第1項の都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報の利用及び提供の状況の公表)</p> <p>第5条 知事は、少なくとも毎年度1回、法第30条の15第1項及び第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第1項に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）及び法第30条の44の6第1項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報（以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報等の利用及び提供の状況の公表)</p> <p>第5条 知事は、少なくとも毎年度1回、法第30条の15第1項及び第2項並びに第30条の44の6第1項及び第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の利用及び提供に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第4条 静岡県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例（平成20年静岡県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(本人確認情報等の利用及び提供の状況の公表)</p> <p>第5条 知事は、少なくとも毎年度1回、法第30条の15第1項及び第2項並びに第30条の44の6第1項及び第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の利用及び提供に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>(本人確認情報等の利用及び提供の状況の公表)</p> <p>第5条 知事は、少なくとも毎年度1回、法第30条の15第1項及び第2項、<u>第30条の15の2第2項及び第3項</u>、<u>第30条の44の6第1項及び第2項並びに第30条の44の7第2項及び第3項</u>の規定による都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の利用及び提供に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

(静岡県本人確認情報保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に従前の静岡県本人確認情報保護審議会の委員である者は、この条例の施行の日
に、第1条の規定による改正後の静岡県本人確認情報等保護審議会条例第2条第2項の規定により、静岡県本人確認情報等保護審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における従前の静岡県本人確認情報保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。